

大治町避難所運営マニュアル

本書を、平常時から目を通し
様式集、資料集、リーフレット集、
避難所運営委員会及び各運営班の業務
とセットで、避難所に備えておきましょう。

平成 29 年 11 月

(令和3年3月改定)

大治町防災危機管理課

はじめに

- 本書は、避難所を運営するための標準的な事項をまとめたものです。各避難所で使う際には、地域や避難所となる施設の実情に合わせて内容を見直し、適宜追加・修正する必要があります。
- 本書は、町職員などの担当者だけでなく、避難所となる施設の管理者、町内会や自治会、自主防災組織の役員など、災害時に避難所の運営に関わる人々が読みやすいよう、文字サイズを大きく設定しています。
- 本書は、**様式集**、**資料集**、**リーフレット集**、**避難所運営委員会及び各運営班の業務**とセットでお使いください。

<本文中の表現について>

例：**避難所でのルール（様式集 p. 4）**

→ 大治町避難所運営マニュアル **様式集** 4ページの「避難所でのルール」を参照してください。

例：**保健福祉的視点でのトリアージ（資料集 p. 1）**

→ 大治町避難所運営マニュアル **資料集** 1ページの「保健福祉的視点でのトリアージ」を参照してください。

例：**災害のあとの気持ちの変化（リーフレット集 p. 15, 16）**

→ 大治町避難所運営マニュアル **リーフレット集** 15, 16ページの「災害のあとの気持ちの変化」を参照してください。

例：**各運営班の業務【別冊】**や**避難所運営委員会の業務【別冊】**

→ 大治町避難所運営マニュアル 「**各運営班の業務**」や「**避難所運営委員会の業務**」を参照してください。

目次

避難所を運営するための6つの基本方針	1
避難所の開設から撤収までの流れ	4
初動期(災害発生当日)の対応	6
1 安否確認	7
2 避難所となる施設の建物や設備の安全確認	8
3 施設管理者との打ち合わせ	10
4 避難所運営のために使う場所の指定	12
5 避難してきた人々の受け入れ場所の指定	13
6 避難してきた人々の受付	14
7 利用者の組分け	15
8 避難所以外の場所に滞在する人々に物資や情報を 届けるための施設(在宅避難者等支援施設)を設置	16
9 大治町災害対策本部への連絡	17
10 情報収集・伝達手段の確保	17
11 備蓄している水や食料、物資の確認・配給	18
12 安全対策	19
13 遺体の一時受け入れ	19
展開期(2日目～1週間程度)の対応	20
1 避難所などの運営のための業務(展開期)	21
2 組の代表者(組長)の選出	22
3 避難所運営委員会の設置	23
4 各運営班の設置	25
5 役割の明示	25
6 支援ニーズの把握、支援要請	26
7 支援者の受け入れ	26
安定期(1週間目～3週間程度)の対応	27
1 避難所運営のための業務の継続(安定期)	28
2 集約・統合・閉鎖の準備	28
撤収期(ライフライン回復時)の対応	29
1 避難所の統合・閉鎖に向けた準備	30
2 統合・閉鎖に関する説明会の開催協力	30
3 避難所の閉鎖準備	30
4 避難所の閉鎖	30